

教 小 中 第 1689 号
令和 2 年 6 月 30 日

私立小・中・高等・中等教育学校長 様

大 阪 府 教 育 庁
市町村教育室小中学校課長

令和 3 年度使用教科書需要票等の提出について (依頼)

標記について、教科書の発行に関する臨時措置法第 7 条に基づき需要票を作成し、下記により提出願います。

記

- 1 提出物 (別紙) 提出書類・電子ファイル確認表のとおり
- 2 提出期限 令和 2 年 8 月 14 日 (金)
※提出が上記期限以降になる場合は、事前に下記担当まで連絡すること。
- 3 提出先 〒540-0008 大阪府中央区大手前 3 丁目 2-12 府庁別館 5 階大阪府教育庁 市町村教育室
小中学校課 学事グループ (担当: 河合、増野)
- 4 提出方法 郵送及び電子メール
- 5 その他 (注意事項等)
 - ・高等学校については、附則第 9 条関係教科用図書 (一般図書) の需要数報告は求めない。
 - ・別添「【学校用】 需要数報告のための教書事務執行管理システム操作マニュアル」及び「令和 3 年度留意点」を参照すること。
 - また必要に応じて下記参考資料を確認すること。

【令和 2 年 6 月 17 日付け教私第 1728 号セキュア SAMBA に掲載】

資料 4 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の需要数報告にあたっての留意事項等について
教科書事務執行管理システムの専用サイト掲載及びヘルプデスクについて
マスタの差し替えについて

【6 月 15 日付け通知】

文部科学省 6 月 12 日付け事務連絡マスタの差し替えについて

※マスタについて、今後も差し替えの可能性があります。
必ず最新のマスタにて作業・提出いただくようお願いいたします。

【連絡先】

担当学事グループ河合・増野
電話 06-6941-0351 (内線 3423・3425)
F A X 06-6944-3826
メール MasunoC@mbx.pref.osaka.lg.jp

教小中第1689号
令和2年6月30日

私学課長様

小中学校課長

令和3年度使用教科書需要票等の提出について（依頼）

標記について、別添のとおり実施いたします。
つきましては、私立小・中・高等・中等教育学校あてに送付願います。

【連絡先】

担当学事グループ河合・増野

電話06-6941-0351（内線3423・3425）

F A X 06-6944-3826

メール MasunoC@mbx.pref.osaka.lg.jp